

白鷗大学鷗友会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、白鷗大学鷗友会（以下「本会」という。）と称する。

(本 部)

第2条 本会は、本部を白鷗大学内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦及び修養を図ると共に、白鷗大学（以下「母校」という。）の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会報及び会員名簿の発行に関する事業
- (2) 会員の親睦及び修養に関する事業
- (3) 母校の発展に関する事業
- (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

2 本会においては、宗教活動、政治活動、及び営利目的の活動、並びにこれらに類似する行為を禁止する。

第2章 会員及び役員

(会 員)

第5条 本会は、次の会員により組織する。

- 1 正会員 白鷗大学、白鷗大学女子短期大学部（旧称：白鷗女子短期大学）又は白鷗大学大学院を卒業（修了）し、所定の会費を納めた者
- 2 準会員 白鷗大学又は白鷗大学大学院に在学し、所定の会費を納めた者
- 3 特別会員 白鷗大学の教職員（退職者を含む）及び鷗友会理事会で承認した者

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名以上
- (4) 理事 16名以上

- (5) 監事 3名以上

(役員の選出方法)

第7条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長 白鷗大学学長とする。
- (2) 会長 正会員の中から理事会で選出する。
- (3) 副会長 正会員の中から理事会で選出する。
- (4) 理事 正会員の中から総会で選出する。
- (5) 監事 正会員の中から総会で選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、補充を行う。
- 3 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長 本会の発展を支援する。
- (2) 会長 本会を代表し、会務を統括する
- (3) 副会長 会長を補佐する。会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 理事 本会の事業、運営を分掌、執行する。
- (5) 監事 本会の会計、業務を監査する。

第三章 機関

(機 関)

第10条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 監事会
- (4) 事務局

(総 会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関と位置づける。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会として開催する。
- 3 定期総会は、会長が招集し原則として、毎年1回開催する。

- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は理事会が必要と認めた場合に開催する。
- 5 総会は、正会員をもって構成する。準会員及び特別会員は総会に出席し意見を述べることができる。
- 6 総会の議長は、会長が指名した役員がこれにあたる。
- 7 総会の議事は、出席正会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは会長が決する。ただし、第12条第1項第1号については、別に定める。

(総会の審議事項)

第12条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 理事及び監事の選出
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 事業計画及び事業報告の承認
- (5) その他理事会において重要と認められた事項の承認

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局で構成する。

- 2 理事会は、定期理事会及び臨時理事会として開催する。
- 3 定期理事会は、会長が招集し原則として、年1回以上開催する。
- 4 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、又は3分の1以上の理事が必要と認めた場合に開催する。
- 5 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもってこれを決する。
- 7 理事会の議長は、会長が指名した役員がこれにあたる。
- 8 総会の審議事項のうち、緊急を要する場合は、理事会で決議することができる。
- 9 定められた構成員のほか、会長が必要と認める場合に限り関係者の出席ができる。

(理事会の審議事項)

第14条 理事会は、本会の運営上必要とする次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 会長、副会長及び事務局長の選任に関すること
- (2) 総会で決定された委任事項に関すること
- (3) 総会へ提出する議案に関すること
- (4) 事業の計画及び変更に関すること
- (5) その他重要な事項に関すること

(監事会)

第15条 監事会は、会長、副会長、監事及び事務局で構成する。

- 2 監事会は、定期監事会及び臨時監事会として開催する。

- 3 定期監事会は、会長が招集し原則として、年1回以上開催する。
- 4 臨時監事会は、会長が必要と認めたとき、又は3分の1以上の監事が必要と認めた場合に開催する。
- 5 監事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 監事会の議事は、監事出席者の過半数の同意をもってこれを決する。
- 7 監事会の議長は、会長が指名した役員がこれにあたる。
- 8 定められた構成員のほか、会長が必要と認める場合に限り関係者の出席ができる。

(監事会の監査事項)

第16条 監事会は、本会の運営上必要とする次の各号に掲げる事項を監査する。

- (1) 本会の会計及び資産に関すること
- (2) 本会の運営及び業務に関すること
- (3) その他重要な事項に関すること

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、本会本部に事務局及び事務局長を置く。

2 事務局は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 金銭出納及び財務管理に関する事務
- (2) 総会等の開催通知の作成及び発送に関する事務
- (3) 諸行事の開催通知の作成及び発送に関する事務
- (4) 会員名簿の作成維持及び管理に関する事務
- (5) 会報の発行に関する事務
- (6) その他、本会運営に関する事務

第4章 支部

(支部の設置)

第18条 本会は、会員の申請に基づき、総会の承認を得て、支部を置くことができる。

2 支部に関わることについては、別に定める。

第5章 経費及び会計

(経 費)

第19条 本会の経費は、会費、寄付金、資産運用収入及びその他の収入とする。

(会 費)

第20条 本会の会費は、白鷗大学（大学院を含む。）在学中に徴収する。大学院生については任意とする。

2 会費は修学1年につき、10,000円とし、40,000円を上限とする。

3 納入された会費は、原則として返還しないものとする。

(会計年度)

第21条 本会の会計は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(決算)

第22条 本会の決算は、会計年度終了後、速やかに帳簿決算を行うものとする。監事会に収支決算書を提出し、同会の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。

第6章 雑則

(改正)

第23条 本会則の改正には、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(細則)

第24条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則等は、理事会が別に定める。

(顧問及び相談役)

第25条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、正会員の中から理事会で選出する。

3 顧問及び相談役は、総会、理事会及び監事会に出席して意見を述べるすることができる。

(帳簿の備置)

第26条 本会は、次の帳簿を備置しなければならない。

(1) 会員名簿

(2) 現預金出納帳

(3) その他理事会が必要と認めたもの

(除名)

第27条 本会の名誉を毀損する行為のあった会員は、理事会の決定を経て除名することができる。

(諸届)

第28条 会員は、氏名、住所等を変更したときは、遅滞なく事務局に届け出るものとする。

- 附 則 この会則は、平成 3 年 11 月 9 日より施行する。
- 附 則 この会則は、平成 12 年 10 月 29 日より施行する。
- 附 則 この会則は、平成 14 年 10 月 26 日より施行する。
- 附 則 この会則は、平成 17 年 10 月 29 日より施行する。
- 附 則 この会則は、平成 18 年 6 月 25 日より施行する。
- 附 則 この会則は、平成 19 年 6 月 24 日より施行する。
- 附 則 この会則は、平成 21 年 6 月 28 日より施行する。
- 附 則 この会則は、平成 23 年 6 月 18 日より施行する。
- 附 則 この会則は、平成 27 年 6 月 21 日より施行する。
- 附 則 この会則は、平成 30 年 6 月 17 日より施行する。
- 附 則 この会則は、令和 5 年 6 月 3 日より施行する。
- 附 則 この会則は、令和 7 年 6 月 15 日より施行する。